2. 地域指定等

市町村名	地域指定等（令和7年度） 注2）								地域指定等 沖縄振興特別措置法関係（令和7年度）					
	過疎	辺地		都市計画区域		特定農山村地域	農業振興地域	農用地区域	観光地形成促進地域	情報通信産業振興地域	情報通信産業特別地区	産業イノベーション促進地域	国際物流拠点産業集積地域	経済金融活性化特別地区
			面積		用途地域									
単位	市町村	地域	㎢	区域名	ha	市町村	地域	ha	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
那覇市				那覇広域	3,251.0				○	○	注5）	○	注3）	
宜野湾市				那覇広域	1,401.3				○	○		○	注3）	
石垣市		1	229.2	石垣	886.6		○	11,263.8	○	○		○		
浦添市				那覇広域	1,521.5				○	○	注5）	○	注3）	
名護市		2	16.0	名護	797.8	注1）	○	3,478.1	○	○	注6）	○		○
糸満市				那覇広域	868.5		○	1,863.6	○	○		○	注3）	
沖縄市				中部広域	1,895.6		○	209.4	○	○		○	注4）	
豊見城市				那覇広域	817.0		○	296.4	○	○		○	注3）	
うるま市		2	7.5	中部広域	2,081.3		○	1,831.5	○	○	注7）	○	注4）	
宮古島市	○	15	204.6	宮古	464.2		○	11,365.4	○	○		○		
南城市	旧知念村	1	1.4	南城	134.4		○	1,899.9	○	○		○		
国頭村	○	8	130.9			○	○	3,744.3	○			○		
大宜味村	○	1	3.0			○	○	1,257.4	○			○		
東村	○	1	26.2			○	○	1,658.6	○			○		
今帰仁村		1	3.1				○	1,065.4	○			○		
本部町	○			本部	0.0		○	1,098.1	○	○		○		
恩納村							○	762.3	○	○		○		
宜野座村							○	699.3	○	○	注6）	○		
金武町							○	527.7	○	○		○		
伊江村	○	1	22.8				○	772.1	○			○		
読谷村				中部広域	656.7		○	677.6	○	○		○		
嘉手納町				中部広域	206.3				○	○		○		
北谷町				中部広域	593.0				○	○		○		
北中城村				那覇広域	263.4		○	135.4	○	○		○		
中城村				那覇広域	126.0		○	347.4	○	○		○		
西原町				那覇広域	782.6		○	276.6	○	○		○		
与那原町				那覇広域	281.5		○	58.3	○	○		○		
南風原町				那覇広域	456.9		○	147.2	○	○		○	注8）	
渡嘉敷村	○	2	15.6			○	○	174.0	○			○		
座間味村	○	3	12.8			○	○	129.1	○			○		
粟国村	○	1	7.7				○	503.7	○			○		
渡名喜村	○	1	3.9				○	64.0	○			○		
南大東村	○	1	30.6				○	1,916.7	○			○		
北大東村		1	13.1				○	665.6	○			○		
伊平屋村	○	2	21.8				○	520.1	○			○		
伊是名村	○	1	15.4				○	667.3	○			○		
久米島町	○	5	61.0				○	2,542.4	○			○		
八重瀬町				那覇広域	158.0		○	1,062.3	○	○		○	注8）	
多良間村	○	1	21.9				○	1,910.4	○			○		
竹富町		6	326.6			○	○	5,934.9	○			○		
与那国町	○	1	29.0				○	1,728.6	○			○		
地域数	17	58(22市町村)		7(21市町村)		7	36		41	24	3(5市村)	41	2(7市)	1

【指定地域等】

※過疎：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第2条第2項の規定に基づき公示された市町村。なお、北大東村と竹富町は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令」附則第3条第1項の規定に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村で、令和9年度までの間、法の規定が準用される。
なお、令和2年国勢調査結果に基づき、南城市の旧知念村区域が令和4年4月1日から過疎地域に追加【県地域・離島課】

※辺地：「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第2条1項に基づく「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令」第1条第1項で定める要件に該当している地域【県地域・離島課】（R7．3．31現在）

※都市計画区域：「都市計画法」第5条第1項に基づく指定を受けた区域【県都市計画・モノレール課】

※用途地域：「都市計画法」第8条1項第1号に基づき定められた地域【県都市計画・モノレール課】（R8．1．1現在）

※特定農山村地域：「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」第2条第1項に基づく「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令」第1条第1項で定める要件に該当する地域の区域【県村づくり計画課】

注1）：名護市は全域ではなく、旧久志村の地域のみ

※農業振興地域：「農業振興地域の整備に関する法律」第6条第1項に基づき指定された地域【県農政経済課】

注2）：農業振興地域については、令和6年12月31日時点のデータ。

※農用地区域（農用地等として利用すべき土地の区域）：「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定められた農業振興地域整備計画において定められた区域【県農政経済課】

【指定地域等　沖縄振興特別措置法関係】

※観光地形成促進地域：「沖縄振興特別措置法」第6条第2項第2号に基づき定められた地域の区域【県MICE推進課】

※情報通信産業振興地域：「沖縄振興特別措置法」第28条第2項第2号に基づき定められた地域の区域【県ITイノベーション推進課】

※情報通信産業特別地区：「沖縄振興特別措置法」第28条第2項第3号に基づき定められた地区の区域【県ITイノベーション推進課】

注5）：那覇・浦添地区（那覇市、浦添市の全域）　注6）：名護・宜野座地区（名護市、宜野座村の全域）　注7）：うるま地区（うるま市の全域）

※産業イノベーション促進地域：「沖縄振興特別措置法」第35条第2項第2号に基づき定められた地域の区域【県企業立地推進課】

※国際物流拠点産業集積地域：「沖縄振興特別措置法」第41条第2項第2号に基づき定められた地域【県企業立地推進課】

注3）：那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区（那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の一部地域）

注4）：うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区（西ふ頭陸地側の一部を除く）、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区）

注8）：南風原・八重瀬地区（南風原町字津嘉山、字照屋、字神里 及び八重瀬町字友寄の一部地域